

令和8年度人権啓発イベント実施業務委託プロポーザル評価委員会設置要領

(目的)

第1条 令和8年度人権啓発イベント実施業務の委託事業者を選定するに当たり、公平かつ適正な審査及び選考を行うことを目的に、令和8年度人権啓発イベント実施業務委託プロポーザル評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 提案の採否の審査及び評価（以下「評価」という。）に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は次の各号の職にある者をもって充て、委員長は、市民文化局人権・男女共同参画室長をもって充てる。

- (1) 市民文化局人権・男女共同参画室長
- (2) 市民文化局パラムーブメント推進担当 担当課長
- (3) 市民文化局市民生活部企画課長
- (4) 市民文化局人権・男女共同参画室 担当課長（人権・同和・平和）
- (5) 教育委員会事務局教育政策室 担当課長（人権・多文化共生教育）

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長が事故その他の事由により職務を遂行できないときは、その他委員の互選により選ばれた委員がその職務を代行する。

(会議等)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ開催することができない。

3 委員は、事故その他の事由により評価委員会に出席できない場合には、当該委員と同一の室又は課の係長級以上の職にある者を代理人として出席させることができる。

4 評価委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(提案書の評価)

第5条 事業者から提出された提案書について、委員は、あらかじめ委託事業を実施する所管課長（以下「所管課長」という。）が作成した評価基準に基づき評価を行う。

(評価結果の報告)

第6条 所管課長は、前条の規定による評価結果を市民文化局契約指名選定等委員会に報告する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民文化局人権・男女共同参画室において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会において必要な事項は、委員長が委員会に

諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和8年6月2日から施行する。
(この要領の失効)
- 2 この要領は、令和8年9月30日限り、その効力を失う。